

## ○基本的な事項

### <策定の趣旨>

- ・「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定により策定
- ・「ぐんま快疎化リーディングプラン」に基づき過疎地域の快疎化に向けた県事業を掲載

### <対象地域>

過疎地域：桐生市(旧桐生市、旧黒保根村)、沼田市(旧利根村)、渋川市(旧赤城村、旧小野上村、旧伊香保町)、みどり市(旧大間々町、旧東村)、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、長野原町、高山村、東吾妻町、片品村、みなかみ町(13市町村)  
 ※みどり市(旧大間々町)、高山村はR4に追加

特定市町村：高崎市(旧倉渕村)、藤岡市(旧鬼石町)、上野村、嬬恋村(4市村)

### <計画期間>

令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)

### <基本的視点>

- ① SDGsへの取組とDX推進
- ② 経済的基盤の確立と集落機能の自立
- ③ 官民共創コミュニティの立ち上げ

※「ぐんま快疎化リーディングプラン」に基づく

### <目標>

令和7年度国勢調査時点で過疎卒業レベル市町村<sup>※</sup>数を4以上

※人口要件 } いずれかが  
 財政力要件 } 基準を上回る

## ○主な分野別事業

1 移住・定住促進、地域間交流の促進、人材育成

- ◆ **テレワーク推進**
- ◆ **ワーケーション推進**
- ◆ **移住支援(ぐんま暮らし支援)**
- ◆ **人材(始動人)育成の推進**
- ◆ **デジタル田園都市国家構想推進交付金(テレワークタイプ)活用支援**
  - ・ オンライン関係人口の創出
  - ・ 地域おこし協力隊の活動支援
  - ・ 移住支援金

2 産業の振興

- ◆ **ICTを活用した農業振興・鳥獣被害対策**
- ◆ **デジタル技術を活用した林業・木材産業の振興**
- ◆ **地場製品の販路開拓・マッチング支援**
  - ・ ニューノーマルに対応した観光
  - ・ 特定地域づくり事業協同組合の設立支援
  - ・ 農業基盤整備事業、担い手対策事業、多面的機能支払 など

3 情報化の促進

- ◆ **過疎地域官民共創DXフォーラム in NETSUGEN**
- ◆ **過疎地域オンライン体感事業**
- ◆ **デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプ)活用支援**

4 交通施設の整備、移動手段の確保	・ 市町村道・林道代行整備事業、市町村乗合バス補助制度 など
5 生活環境の整備	・ 防災・減災対策事業、水道・汚水処理施設整備事業 など
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進	・ 子ども・子育て支援事業、健康づくり支援事業 など
7 医療の確保	◆ <b>地域医療におけるDX推進</b>
8 教育の振興	・ 公立小・中学校の教育施設整備
9 集落の整備	・ 過疎地域いきいき集落づくり支援事業 ・ 過疎地域持続的発展支援交付金の活用支援
10 地域文化の振興・活用等	・ ぐんま絹遺産保存活用、文化財保護、継承者育成 など
11 再生可能エネルギーの利用推進	◆ <b>ぐんま再生可能エネルギープロジェクト</b>
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	◆ <b>官民共創スペース「NETSUGEN」の活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活性化起業人制度の活用支援</li> </ul>
13 過疎市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助	◆ <b>地域支援員による市町村支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パートナースhip委員会</li> </ul>